

『大乘百法明門論』の諸問題

池 田 練 太 郎

I. 伝統的な法相学では、諸法を体系的にまとめて〈五位百法〉として言い習わしている。このような表現が、伝統俱舍学で用いられる〈五位七十五法〉という言い方に対応するものであることは言うまでもない。また、この〈五位百法〉という術語が、『大乘百法明門論』に基づくものであることも論を俟たない¹⁾。ところで、この論書は、(a) 著者が確定できない、(b) インド撰述とみなされているにもかかわらず、サンスクリット原典の存在及び題名が確認できない、などの重要な問題を含むばかりでなく、チベット訳が漢訳からの重訳であるため、チベット語文献にみられる中国語仏教文献からの影響を探る手掛りを提供するという観点からも、興味深い示唆を与える論書とすることができるのである。しかし後の問題は別の機会に譲ることにして、いまは(a)及び(b)の2点を中心に、この論書のもつ問題点について検討してみることにする。

II. 『明門論』のサンスクリット写本は存在しないので、玄奘による漢訳を最も基礎的な資料とせざるを得ない。それによると本論書の正式な題名は、『大乘百法明門論 本事分中略略名数』であり、その著者は「天親菩薩」とされている。そしてこの中にすでに上記の(a)(b)の2つの問題が含まれているといえる。

まず第一に著者に関してであるが、「天親」というのは言うまでもなく Vasubandhu に対する旧訳であり、玄奘は「世親」とするのが普通である。実際、Vasubandhu の著作を玄奘が訳出した場合、『俱舍論』の著者を「尊者世親」としている以外はすべて「世親菩薩」としており、「天親菩薩」とされているこの『明門論』は、きわめて珍しいケースと思われる²⁾。

しかし本論書が玄奘の手を経ていることは確実である。『大唐内典録』巻五には、『大乘百法明門論略録』(大正 55. 283a)として、玄奘訳の他の諸論書とともにこの論書の名が見られ、また同じく巻六には、

百法明門論 二紙(中略)

上八論並貞観二十一年、玄奘從_レ駕於_二翠微宮内_一訳³⁾。

と述べて、これが647年に訳出されたことを示している。『内典録』(道宣撰)は、唐の麟徳元年、即ち664年の成立であり、この年は玄奘の歿年と同じであるから、

記事の内容としては信憑性が高いと考えてよい。また、『明門論』に対しては、玄奘門下の逸材といわれる普光及び慈恩大師基によつて註釈書が著わされているので、これが玄奘の手を経ていることは疑う余地がない。しかし、上記の『内典録』は、『明門論』の著者については示していないし、普光の『大乘百法明門論疏』も、造論の意図や題目については述べているが、著者に関しては何も語るところがない⁴⁾。ただ、慈恩大師基の『大乘百法明門論解』には、「天親菩薩造」とされており、本文には

北天竺富婁沙富羅此云= 丈夫国-。有= 国師-。婆羅門姓嬌尸迦生= 三子-。同名= 婆藪盤豆-。此云= 天親-。（中略）兄弟皆兼= 別号- 故。法師但名= 婆藪盤豆-。（大正 44. 46c）

と述べて、「天親」は「婆藪盤豆（Vasubandhu）」のことであると示しているが、「世親」という語は見られない⁵⁾。

ところで、普光は、貞観十九年（645 年）より、玄奘の歿する麟徳元年（664 年）までその訳場に参じて筆受したといわれ、一方慈恩大師は、貞観二十二年（648 年）に十七才で玄奘の弟子になつたといわれる。このことからみると、『明門論』は、慈恩大師が玄奘の弟子になる以前に訳出されていたことになるのに対し、普光は、この論書の翻訳の時点で既に玄奘の門下に入つていたことになるわけであり、訳出の状況などについても、慈恩より精しく知つていたと想像される。したがつて、普光が、『明門論』の著者について何も述べていないのは、その辺りの事情をよく知つた上で、敢えて語らなかつたとも考えられるのである。

もつとも、『明門論』は、『内典録』によると貞観二十一年（647 年）に翠微宮で訳出されたことになつているが、唐の開元十八年（730 年）に成立した『開元釈教録』巻八によると、

大乘百法明門論一卷

見= 内典録-。世親菩薩造。貞観二十二年十一月十七日於= 北闕弘法院- 訳。沙門玄中筆受。（大正 55. 556c）

となつていて、世親（天親ではない）の作を 648 年に弘法院で訳出したとされている。また、唐の曇曠の『大乘百法明門論開宗義記』においては、

此論即我三藏大師，貞観二十三年於= 京大慈恩寺- 訳。（大正 85. 1046c）

とされていて、649 年に玄奘が慈恩寺で訳出したことになつている。以上のように記述はまちまちであるが、いずれにしても、Vasubandhu の論を玄奘が翻訳したことを否定する有力な材料は見出せない。そして本論書は後に「世親」の作と

いわれるようになっていくが、玄奘の訳出の時には、「天親」とされていたと考えられるのが妥当と思われる。

それにしても、玄奘は何故に『明門論』の著者を「天親」としたのか。また、彼は、Vasubandhu の作ということがはつきりしているサンスクリット写本をもっていたのか、という疑問はやはり残るのである。

次に、題名については、「本事分中略録名数」という語⁶⁾が、どのような意味で副題として附されたのかが問題となる。このことに関して、普光の『明門論疏』では、

言_二 本事分中_一 者、即百法明門論本事分中也。本事分中文繁浩博。此論文略故言_二 略録_一。非_二 義略_一 也。(大正 44. 53a)

と述べているが、この中の「本事分中文繁浩博」というのは、『瑜伽師地論』『本地分』のことを指すと思われる⁷⁾。しかし『瑜伽論』の名称は、ここには現われない。それに対して慈恩大師の『明門論解』では、「本地分中者、乃瑜伽論五分之一。」(大正 44. 46b) として、明確に『瑜伽論』の名を出している。しかし、「本事分」の「事」がこちらでは「地」となっているという違いがみられる。両者とも玄奘の門人であり、本論書の訳出時からそれほど年を経ているとは思われない時期に著わされた註解書であるにもかかわらず、既にこのような相違がみられるのは興味深いことである。また、曇曠の『明門論開宗義記』には、「本事分」となっていて⁸⁾、それについて曇曠は、

論所依者、然瑜伽論雖_レ 有_二 五分_一、於_レ 中即無_二 本事分名_一。若対_レ 法論有_二 本事分_一。於_レ 中不_レ 明_二 百法之義_一。然於_レ 今者以_レ 義取_レ 文。事謂_二 体事_一。地謂_二 依持_一。即彼体事有_二 依持義_一。故地与_レ 事名異義同。(大正 85. 1049a)

と述べている。このことから考えて「[○]本事分」となっていたのが古い形であろうと推測されるのである⁹⁾。

いずれにせよ、『明門論』は『瑜伽師地論』に基づいて著わされたものであるというのが、中国における古くからの解釈のようである。

しかし、以上のような、『明門論』の著者や名称に関する不安定な要素は、訳出の際に用いられたサンスクリット写本に対する玄奘自身の躊躇を物語っていると考えられるのである。多くの史料が玄奘の翻訳であることを疑っていない以上、訳出の時、何らかのサンスクリット写本が存在したことは確かであろう。しかし、玄奘自身は、Vasubandhu 作と伝えられていたその写本の著者を、あの著名な Vasubandhu と結びつけることをためらったのではないと思われる。また内容

についても、もしこの論書が、多くの註釈書のいうように『瑜伽師地論』に基づくものであるならば、玄奘の場合、「本事分」ではなく「本地分」とするのが自然であると考えられるが、この点でもこの論書の成立における不確定な要素を彼は読み取っていたのではないかと推察されるのである。

玄奘の翻訳には、『成唯識論』のように、護法 (Dharmapāla) 説を正説とし、その他の諸論師の説をそれと並記する形で訳出する、というような変則的なものもあるが、『明門論』の場合には、玄奘が『瑜伽論』から趣意を抽出し整理して訳したというような仮説を明確に裏付ける材料は存在していないのである。

III. 『大乘百法明門論』の名称は、現存サンスクリット写本のみならず、チベット語訳、中国語訳のものも含めて、インド撰述の仏教文献の中には見出せないようである¹⁰⁾。本論書は、チベット大蔵経には、唯識 (Sems tsam) 部の中に、漢訳からの重訳として入れられているが、チベット最古の仏教文献目録である *lDan dKar ma* (『デンカルマ目録』) の中には見られない。したがってこの論書は、9世紀の初頭には、まだチベット語訳されていなかったとみなしてよいであろう¹¹⁾。

次に、Bu ston の *dKar chag* によると『大乘百法明門論』は、

slob dpon dByig gñen gyis mdsad baḥi *Theg pa chen poḥi chos brgya gsal baḥi*
sgo lHa Chos kyi rin chen gyi ḥgyur/

として現われる¹²⁾。この書の成立年は、*dKar chag* 自身の語るところによれば、1322年であるから¹³⁾、前述の *lDan dKar ma* との間に約4世紀を経ていることになり、『明門論』はこの期間に翻訳されたと考えられる。訳者の lHa Chos kyi rin chen については、詳しく述べられていない。また、ここでは、この論書は、dByig gñen (=Vasubandhu) の作であると明確に示されている。

チベット大蔵経所収の本論書によると、中国語名は

Taḥi chin paḥi hā min mun lun/

とされている¹⁴⁾。その colophon の記述によると、

〔この論は、〕中国の本によると ācārya Vasubandhu がお造りになつたと思われる。今日、チベットの人々は、śrīmat Dharmapāla がお造りになつたと言っているのである。有徳自在の中国の翻訳師、“唐の三蔵”という者がインドから〔もたらして〕中国において翻訳し、その後 ston pa dge sloṅ Chos kyi rgyal mtshan という者が翻訳を要請したために、根本説一切有部 (Mūlasarvāstivāda) によつて出家した中国の lHa btsun Chos kyi rin chen が Sa skya の寺において翻訳し、正しく確定したのである¹⁵⁾。

と述べられている。これによると、後のチベットでは、Vasubandhu の作とする

中国での説を受け入れず、Dharmapāla（護法）の作と考えるようになっていたことが知られるが、「言っている (grags)」という語からも判るように、colophonの著者自身も Dharmapāla の著作と断定してはいないのである。先に掲げた Bu ston の *dKar chag* にみられた IHa btsun Chos kyi rin chen は、ここでは中国人として規定されているが、彼の中国名（法宝?）や人物については不明である。

中国において至元二十二年（1285 年）までに訳出された経論の総目録である『至元法宝勘同総録』では、『明門論』の作者を「提婆菩薩」としている¹⁶⁾が、しかし種々の資料や思想的な面から考慮しても、本論書を「提婆」と結びつける要因は全く存在しないと言える。恐らくは、この IHa btsun (Bu ston では単に IHa) の IHa (=Deva) が誤つて著者として取り込まれたのではないかと思われる。『至元目録』にはチベットの影響が強いと考えられるからである。

また、『明門論』の訳出を要請したという Chos kyi rgyal mtshan は、*Deb ther sion po* によると 2 人おり、その中の 1 人は 1121~1189 年の人であり、他の 1 人は 1332 年の生まれであるので、Bu ston の *dKar chag* の成立年からみて、前者を指すと考えてよいであろう¹⁷⁾。したがって、漢訳からチベット語訳されたのは 12 世紀中葉ということになると思われる。

IV 以上のように、『大乘百法明門論』には Vasubandhu 著作説についての多くの疑問が残されるのであるが、ここにそれらを整理してみる。

- ① 著者が Vasubandhu といわれるにもかかわらず、インド撰述仏教文献の中に、この論書の名称や引用などが見出せない。
- ② 著者の名前を玄奘が、「世親」ではなく、「天親」としている。
- ③ 副題の「本事分中略録名数」という語から、まとまつた論書があつたのではなくて、『瑜伽論』の諸法を玄奘自身が略述したということも考えられないことはない¹⁸⁾。
- ④ 中国撰述の目録に見られる、この論書についての記述がまちまちである。
- ⑤ チベットの伝承では、Vasubandhu 著作説を排して Dharmapāla 著作説の立場をとっている。

また、諸法を明確に 100 という数で規定してしまう方法なども、中国撰述ということを想像させるのである。しかし、今のところ資料的に見て、Vasubandhu 著作説を覆すような有力な根拠はないとせざるを得ない。敦煌文献等による研究は今後の課題としたい。

(1980. 8. 20)

1) 慈恩大師基：『大乘百法明門論解』巻上、(大正 44. 47a) に「五位百法」の語がみら

れる。

- 2) 『大唐西域記』においても「世親菩薩」として現われる。(大正 51. 896b~c, etc.)
 - 3) 『大唐内典録』巻六 (大正 55. 296a)。cf. 巻八 (311b), 巻九 (321c)。
 - 4) 『大乘百法明門論疏』巻上 (大正 44. 52c~53a)。
 - 5) 『明門論解』を修補した普泰は、「世親師」といつている (『修補大乘百法明門論後序』大正 44. 52b)。また、曇曠の『明門論開宗義決』には、「旧訳天親。今名_二世親_一」としている (大正 85. 1069a)。
 - 6) この副題は、宋・元・明版と宮内庁版の 4 本では夾註になっている。
 - 7) 「本事分」は『阿毘達磨集論』「本事分」のこととも考えられるが、そうすると「文繁浩博」ということばと対応しにくくなるように思われる。
 - 8) 『開宗義記』大正 85. 1046b。
 - 9) 智旭も「本地分」としている (卍統蔵 1-76-5, 459 左)。
 - 10) 望月信亨『仏教大辞典』に示されている “mahāyāna-śatadharmā-prakāśamukha-śāstra” という Skt. 名は何によるものか不明である。
 - 11) 山口瑞鳳『吐蕃王国仏教史年代考』(『成田山仏教研究所紀要』第 3 号, pp. 18~20) によると *lDan dkar ma* 目録の成立は 824 年。
 - 12) Bu ston: *dKar chag* (Śata-piṭaka, vol. 24, p. 950, ll. 2~3)。
 - 13) *ibid.*, p. 817, ll. 1~2. また、この Śata-piṭaka series のラサ版には述べられていないが、デルゲ版など他の三編には、その colophon において 1322 年ということが示されている。(cf. sDe dge ed., 203a3~4)
 - 14) sDe dge ed., 東北 No. 4063, Śi 145a7。
 - 15) //rgyaḥi dpe las slop dpon bByig gñen gyis mdsad par* snañ/ diñ sañ bod rnam sdpal ldan Chos skyoñ gyis mdsad ces grags so// dpal ldan dbañ phyug rgyaḥi lo tsā ba thañ sam tsañ shes bya bas rgya gar las rgyaḥi yul du bsgyur shiñ phyis ston pa dge sloñ Chos kyi rgyal mtshan shes bya bas bsgyur bar shus paḥi don du gShi thams cad yod par smra baḥi sde pa las rab tu byuñ ba/ rgya nag chen poḥi lHa btsun Chos kyi rin chen gyis dpal Sa skyaḥi gtsug lag khañ du bsgyur shiñ legs par gtan la phab paḥo// (Śi 146a7~b2)
- * P ed., pa.
- 16) 『昭和法蔵目録』第 2, 230c。
 - 17) *Deb sñon* (Śata-piṭaka, vol. 212), 前者 p. 247. 後者 p. 192 (Blue Annals, p. 276, p. 214)。
 - 18) しかし、本論書の示す諸法の数え方と、『瑜伽論』のそれとは必ずしも同じではない。

(城西大学講師)